

令和7年度 交野市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

令和7年4月1日制定

1 趣旨

本市は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

2 適用範囲

本調達方針の適用範囲は、本市の全ての組織における物品又は役務（以下、物品等という）の調達とする。

3 調達の対象品目

本市において、調達を推進すべき物品等については、下表のとおりとする。

物品・役務の品目分類例		
	品 目	具 体 例
物 品	①事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍など
	②食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、コーヒー・茶、米、野菜、果物など
	③小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	④その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プリンター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役 務	①印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理など
	④情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こしなど
	⑤飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店など
	⑥その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別など

4 対象となる障がい者就労施設等

本市において本調達方針の対象となる障がい者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項で規定する以下の施設等とする。

- ①障害者総合支援法第5条第11項に規定する施設（障がい者支援施設）
- ②障害者総合支援法第5条第27項に規定する施設（地域活動支援センター）
- ③障害者総合支援法第5条第1項に規定する施設（障がい福祉サービス事業所〔生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。〕を行う施設。）
- ④障害者基本法第2条第1号に規定する障がい者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- ⑤障害者優先調達推進法施行令第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- ⑥障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障がい者多数雇用事業所）
- ⑦障害者雇用促進法第74条の2第3項第1号に規定する者（在宅就業障がい者）
- ⑧障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する団体（在宅就業支援団体）

5 物品等の調達の目標

施設等からの物品等の調達については、調達実績額が前年度実績を上回るよう、各部局において鋭意検討の上、着実な推進を図るものとする。

6 調達の推進方法

- (1) 本市では、障がい者就労施設等から提供可能な物品等及び各部局が希望する物品購入、役務提供等についての情報を収集し、これらの情報をもとに、各部局に対し障がい者就労施設等からの物品等の調達を依頼する。
- (2) 障がい者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、事務用消耗品に限らず、イベント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品、軽食の活用など発注可能な物品等を各部局において十分に検討する。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、市ホームページ等により、公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度に概要を取りまとめ、市ホームページ等により、公表する。